

第39号議案

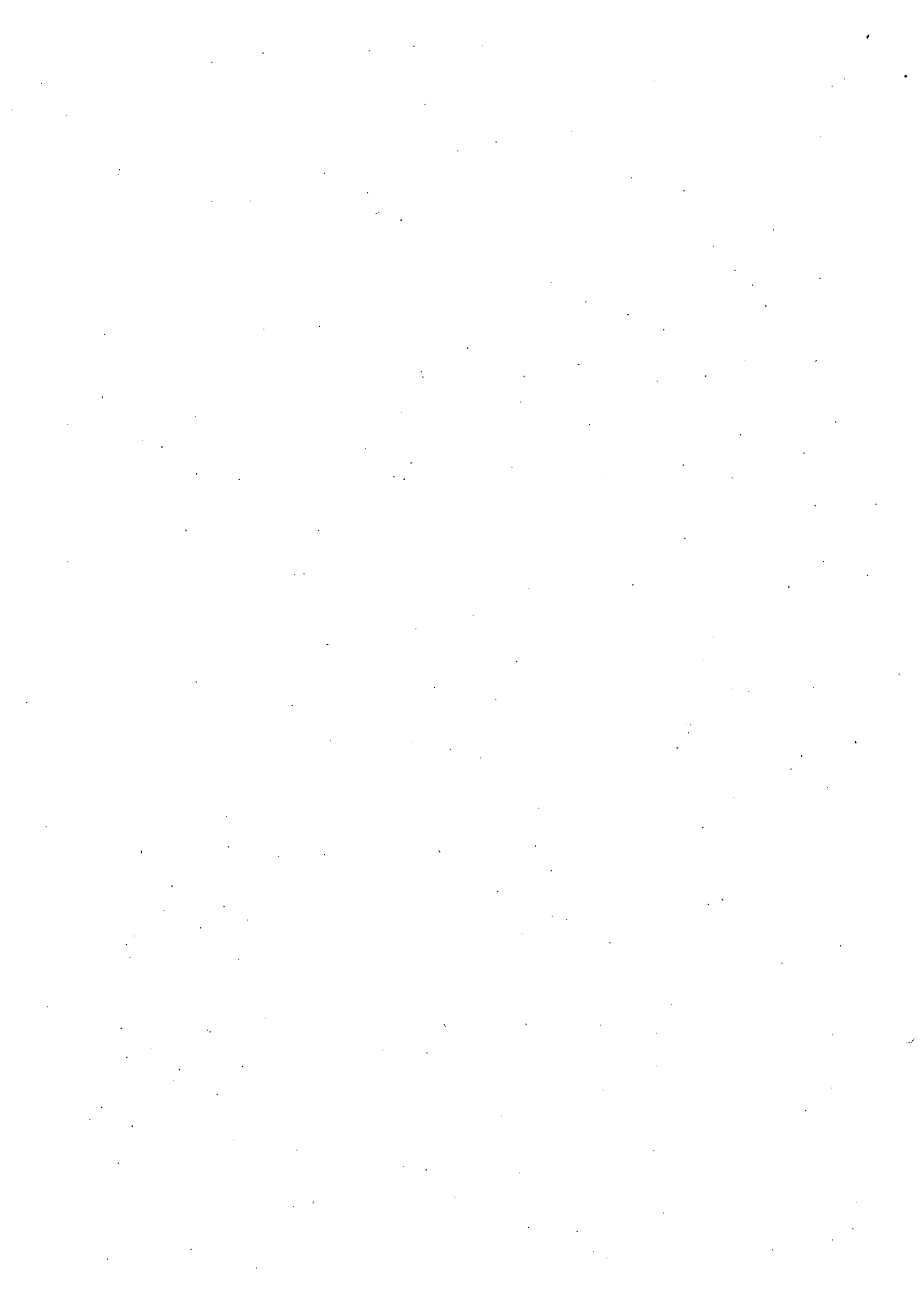
長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例

目次

- 1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて
..... 1ページ
- 2 長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例の概要 2~4ページ
- 3 新旧対照表
 - (1) 長崎市都市公園条例 5~27ページ
 - (2) 長崎市道路占用料条例 28ページ
 - (3) 長崎市駐車場条例 29~34ページ
 - (4) 長崎市さくらの里条例 35~39ページ
 - (5) 長崎市二輪車等駐車場条例 40ページ
 - (6) 長崎市準用河川占用料徴収条例 41ページ
 - (7) 長崎市都市下水路条例 41ページ
 - (8) 長崎市公園条例 42~48ページ

土木部

平成31年2月



1 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成 31 年 10 月 1 日に 8%から 10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

(1) 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。
75 条例が改正対象。

(2) 消費税転嫁の方針

ア 外税表記のものについて

課税対象となる使用料等の額に乗ずる数値を「100 分の 108」から「100 分の 110」とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

イ 内税表記のものについて

(ア) 消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に 5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%への転嫁分を再度計算する。

(イ) 施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。

※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

(3) 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位

2 長崎市都市公園条例等の一部を改正する条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため都市公園の使用料等を改正しようとするもの。

(2) 改正する条例

- ① 長崎市都市公園条例
- ② 長崎市道路占用料条例
- ③ 長崎市駐車場条例
- ④ 長崎市さくらの里条例
- ⑤ 長崎市二輪車等駐車場条例
- ⑥ 長崎市準用河川占用料徴収条例
- ⑦ 長崎市都市下水路条例
- ⑧ 長崎市公園条例

(3) 改正内容

ア 外税表記のものについて

条例名	改正内容
長崎市都市公園条例	課税対象となる使用料等の額に乗ずる数値を「100分の108」から「100分の110」に改正する。 ※土地の貸付に係る使用料等については非課税とされているが、貸付期間が1月に満たない場合には課税される。(消費税法施行令第8条)
長崎市道路占用料条例	
長崎市準用河川占用料徴収条例	
長崎市都市下水路条例	

イ 内税表記のものについて

条例名	改正内容
長崎市都市公園条例	消費税5%の時点の単価に105分の110を乗じて、転嫁単位未満の端数を切り捨てた額に改正する。
長崎市駐車場条例	
長崎市さくらの里条例	
長崎市二輪車等駐車場条例	
長崎市公園条例	

(4) 転嫁による影響額
ア 長崎市都市公園条例

(単位:件、千円)

公園名	施設名	平成30年度 件数 (見込み)	平成30年度 収入見込額 A	転嫁による 収入見込額 (通年) B	転嫁による 影響額 B-A
平和公園	庭球場	8,350	15,596	15,885	289
	ラグビー・サッカー場	1,324	7,289	7,424	135
	その他施設	464	4,908	4,999	91
	計	10,138	27,793	28,308	515
稲佐山公園	野外ステージ	12	999	1,018	19
	その他施設	91	3,627	3,694	67
	計	103	4,626	4,712	86
長崎東公園	庭球場	7,449	4,409	4,491	82
	コミュニティプール	24,028	8,007	8,155	148
	その他施設	6,291	12,819	13,158	339
	計	37,768	25,235	25,804	569
長崎市総合 運動公園	庭球場	8,292	21,843	22,248	405
	その他施設	7,910	5,350	5,449	99
	計	16,202	27,193	27,697	504
その他公園		7,489	3,833	3,904	71
合計		71,700	88,680	90,425	1,745

イ 長崎市駐車場条例

(単位:台、千円)

施設名	平成30年度 台数 (見込み)	平成30年度 収入見込額 A	転嫁による 収入見込額 (通年) B	転嫁による 影響額 B-A
桜町駐車場	175,994	65,444	65,660	216
市民会館地下駐車場	94,003	54,722	54,910	188
松が枝町駐車場	32,728	38,107	38,373	266
松が枝町第2駐車場	65,954	46,223	46,562	339
平和公園駐車場	75,497	53,756	54,105	349
茂里町地下駐車場	42,411	24,254	24,254	0
松山町駐車場	135,298	67,736	67,922	186
合計	621,885	350,242	351,786	1,544

ウ 長崎市さくらの里条例

(単位: 件、千円)

施設名	平成30年度 件数 (見込み)	平成30年度 収入見込額 A	転嫁による 収入見込額 (通年) B	転嫁による 影響額 B-A
長崎市さくらの里	285	180	183	3

エ 長崎市二輪車等駐車場条例

(単位: 台、千円)

施設名	平成30年度 台数 (見込み)	平成30年度 収入見込額 A	転嫁による 収入見込額 (通年) B	転嫁による 影響額 B-A
築町二輪車等駐車場	30,435	5,282	5,314	32

オ 長崎市公園条例

(単位: 件、千円)

公園名	平成30年度 件数 (見込み)	平成30年度 収入見込額 A	転嫁による 収入見込額 (通年) B	転嫁による 影響額 B-A
野母崎総合運動公園	343	350	357	7
その他公園	557	1,995	2,032	37
合計	900	2,345	2,389	44

(5) 施行期日

平成31年10月1日

3 新旧対照表

(1) 長崎市都市公園条例

現行	見直し案												
<p>(省略)</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p>1 公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額(1年につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を設置する場合</td> <td>使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>公園施設を管理する場合</td> <td>使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の108</u>を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 都市公園を占有する場合の使用料 (省略) 備考 (省略)</p> <p>4 占有期間が1月未満の使用料は、この表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p>	区分	金額(1年につき)	公園施設を設置する場合	使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額	公園施設を管理する場合	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の108</u> を乗じて得た額	<p>(省略)</p> <p>別表第2(第10条関係)</p> <p>1 公園施設を設置し、又は管理する場合の使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額(1年につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公園施設を設置する場合</td> <td>使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>公園施設を管理する場合</td> <td>使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の110</u>を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 都市公園を占有する場合の使用料 (省略) 備考 (省略)</p> <p>4 占有期間が1月未満の使用料は、この表により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</p>	区分	金額(1年につき)	公園施設を設置する場合	使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額	公園施設を管理する場合	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の110</u> を乗じて得た額
区分	金額(1年につき)												
公園施設を設置する場合	使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額												
公園施設を管理する場合	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の108</u> を乗じて得た額												
区分	金額(1年につき)												
公園施設を設置する場合	使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額												
公園施設を管理する場合	使用する建物の価格に100分の6を乗じて得た額に使用する土地の価格に100分の2を乗じて得た額を加算した額に、 <u>100分の110</u> を乗じて得た額												

3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 102
	1月	1,584
行商その他これらに類するもの	1日	257
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積 1平方メートルにつき1日	1,584
集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

4 立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設(長崎市平和会館及び三和少年交流センターを除く。)を利用する場合の使用料

- (1) 立山市民運動場、長崎市営ソフトボール場、東望山運動場、田中町ソフトボール場、香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場

ア 運動場又はソフトボール場

区分	利用時間 使用料	午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
		3月31日から10月31日まで	349円	349円	349円	349円	349円	349円
11月1日から翌年2月末日まで								

3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 104
	1月	1,613
行商その他これらに類するもの	1日	261
興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積 1平方メートルにつき1日	1,613
集会、展示会、博覧会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12

4 立山公園、平和公園、東望山公園、小江原台近隣公園、田中町公園、えがわ運動公園、香焼総合公園及び元宮公園の有料公園施設(長崎市平和会館及び三和少年交流センターを除く。)を利用する場合の使用料

- (1) 立山市民運動場、長崎市営ソフトボール場、東望山運動場、田中町ソフトボール場、香焼総合公園運動場及び元宮公園運動場

ア 運動場又はソフトボール場

区分	利用時間 使用料	午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
		3月31日から10月31日まで	356円	356円	356円	356円	356円	356円
11月1日から翌年2月末日まで								

イ 附属設備		利用時間	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
区分	使用料			
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで			1,892円
	11月1日から翌年2月末日まで	2,838円		

(2) 長崎市営庭球場

ア テニスコート		利用時間	午前 8 時から 午前 10 時まで	午前 10 時から 正午まで	正午 2 時から 午後 2 時まで	午後 2 時から 午後 4 時まで	午後 4 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
区分	使用料 (1コートにつき)							
一般	円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 1,542	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	514	514	514	514	514	514	771	

イ 附属設備		利用時間	1 時間
区分	使用料 (1コートにつき)		
照明設備			410円

イ 附属設備		利用時間	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 7 時から 午後 9 時まで
区分	使用料			
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで			1,927円
	11月1日から翌年2月末日まで	2,891円		

(2) 長崎市営庭球場

ア テニスコート		利用時間	午前 8 時から 午前 10 時まで	午前 10 時から 正午まで	正午 2 時から 午後 2 時まで	午後 2 時から 午後 4 時まで	午後 4 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで
区分	使用料 (1コートにつき)							
一般	円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,571	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	523	523	523	523	523	523	785	

イ 附属設備		利用時間	1 時間
区分	使用料 (1コートにつき)		
照明設備			410円

(3) 元宮公園庭球場

ア テニスコート

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	使用料 (1コートにつき)						
一般		円 411	円 411	円 411	円 411	円 411	円 617
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		205	205	205	205	205	308

イ 附属設備

区分	利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
	使用料 (1コートにつき)		
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで		822円
	11月1日から翌年2月末日まで	1,234円	

(3) 元宮公園庭球場

ア テニスコート

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	使用料 (1コートにつき)						
一般		円 419	円 419	円 419	円 419	円 419	円 628
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		209	209	209	209	209	314

イ 附属設備

区分	利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
	使用料 (1コートにつき)		
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで		838円
	11月1日から翌年2月末日まで	1,257円	

(4) 小江原台近隣公園庭球場

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後5時まで	午後6時から午後7時まで
	使用料 (1コートにつき)						
一般	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	円 411	円 411	円 411	円 411		円 411
	5月1日から8月31日まで						円 617
	10月1日から翌年2月末日まで					円 617	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	205	205	205	円 205		円 205
	5月1日から8月31日まで						円 308
	10月1日から翌年2月末日まで					円 308	

(4) 小江原台近隣公園庭球場

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後5時まで	午後6時から午後7時まで
	使用料 (1コートにつき)						
一般	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	円 419	円 419	円 419	円 419		円 419
	5月1日から8月31日まで						円 628
	10月1日から翌年2月末日まで					円 628	
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	209	209	209	円 209		円 209
	5月1日から8月31日まで						円 314
	10月1日から翌年2月末日まで					円 314	

(5) えがわ運動公園庭球場

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後5時まで	午後6時から午後7時まで	午後7時から午後8時まで
	使用料(1コートにつき)							
一般	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	円 411	円 411	円 411	円 411		円 411	
	5月1日から8月31日まで							円 617
	10月1日から翌年2月末日まで					円 617		
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	205	205	205	円 205		円 205	
	5月1日から8月31日まで							円 308
	10月1日から翌年2月末日まで					円 308		

(5) えがわ運動公園庭球場

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後5時まで	午後6時から午後7時まで	午後7時から午後8時まで
	使用料(1コートにつき)							
一般	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	円 419	円 419	円 419	円 419		円 419	
	5月1日から8月31日まで							円 628
	10月1日から翌年2月末日まで					円 628		
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	209	209	209	円 209		円 209	
	5月1日から8月31日まで							円 314
	10月1日から翌年2月末日まで					円 314		

(6) 香焼総合公園庭球場

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後5時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで
	使用料(1コートにつき)							
一般	3月1日から9月30日まで	円 411	円 411	円 411	円 411	/	円 411	円 205
	10月1日から翌年2月末日まで				/	円 617	/	/
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1日から9月30日まで	205	205	205	円 205	/	円 205	円 102
	10月1日から翌年2月末日まで				/	円 308	/	/

(6) 香焼総合公園庭球場

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後5時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後7時まで
	使用料(1コートにつき)							
一般	3月1日から9月30日まで	円 419	円 419	円 419	円 419	/	円 419	円 209
	10月1日から翌年2月末日まで				/	円 628	/	/
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1日から9月30日まで	209	209	209	円 209	/	円 209	円 104
	10月1日から翌年2月末日まで				/	円 314	/	/

(7) 長崎市営弓道場

利用時間		1時間	午前 (午前 8 時から正 午まで)	午後 (正午か ら午後 5 時まで)	1日 午後 8 時 から午後 5 時まで)
区分	使用料				
一般	団体 (10 人以上)	円 205	円 637	円 946	円 1,285
	個人	51	102	123	205
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	団体 (10 人以上)	102	308	473	637
	個人	30	51	72	102

(7) 長崎市営弓道場

利用時間		1時間	午前 (午前 8 時から正 午まで)	午後 (正午か ら午後 5 時まで)	1日 午後 8 時 から午後 5 時まで)
区分	使用料				
一般	団体 (10 人以上)	円 209	円 649	円 963	円 1,309
	個人	52	104	125	209
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	団体 (10 人以上)	104	314	481	649
	個人	31	52	73	104

(8) 長崎市営陸上競技場

利用時間		1時間	午前 (午前 8 時から正 午まで)	午後 (正午か ら午後 5 時まで)	1日 午後 8 時 から午後 5 時まで)
区分	使用料				
一般		円 637	円 1,902	円 2,571	円 3,805
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		308	946	1,306	1,902

(8) 長崎市営陸上競技場

利用時間		1時間	午前 (午前 8 時から正 午まで)	午後 (正午か ら午後 5 時まで)	1日 午後 8 時 から午後 5 時まで)
区分	使用料				
一般		円 649	円 1,938	円 2,619	円 3,876
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		314	963	1,330	1,938

(9) 長崎市営ラグビー・サッカー場

ア ラグビー・サッカー場

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	使用料						
入場料等を徴収しない場合	一般	円 3,085	円 3,085	円 3,085	円 3,085	円 3,085	円 4,628
	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	1,542	1,542	1,542	1,542	1,542	2,314

イ 附属設備

区分	利用時間	使用料	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで	
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで	全基使用の場合		円 11,108	
		4基使用の場合		5,554	
	11月1日から翌年2月末日まで	全基使用の場合	円 16,662		
		4基使用の場合	8,331		

(9) 長崎市営ラグビー・サッカー場

ア ラグビー・サッカー場

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	使用料						
入場料等を徴収しない場合	一般	円 3,142	円 3,142	円 3,142	円 3,142	円 3,142	円 4,714
	小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	1,571	1,571	1,571	1,571	1,571	2,357

イ 附属設備

区分	利用時間	使用料	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで	
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで	全基使用の場合		円 11,314	
		4基使用の場合		5,657	
	11月1日から翌年2月末日まで	全基使用の場合	円 16,971		
		4基使用の場合	8,485		

別表第3（第10条関係）

三和少年交流センターの使用料

区分	午前9時から午後10時 まで（1時間につき）	午後10時から翌日の午 前9時まで
大研修室	円 864	円 5,400
小研修室	648	
和室	318	

別表第4（第26条関係）

1 稲佐山公園展望台の多目的ホールの利用に係る基準額

区分	利用時間	午前9時から午後4時 まで	午後5時から午後10時 まで
平日		円 8,897	円 9,534
土曜日、日曜日又は休日		10,676	11,437

別表第3（第10条関係）

三和少年交流センターの使用料

区分	午前9時から午後10時 まで（1時間につき）	午後10時から翌日の午 前9時まで
大研修室	円 880	円 5,500
小研修室	660	
和室	324	

別表第4（第26条関係）

1 稲佐山公園展望台の多目的ホールの利用に係る基準額

区分	利用時間	午前9時から午後4時 まで	午後5時から午後10時 まで
平日		円 9,061	円 9,711
土曜日、日曜日又は休日		10,874	11,649

2 稲佐山公園野外ステージの利用に係る基準額

区分		利用時間		午前 9 時 30 分から 午後 4 時 まで	午後 5 時 から午 後 9 時ま で	午前 9 時 30 分か ら午後 9 時まで
		平日	土曜日、日 曜日又は 休日	円 9,534	円 12,713	円 20,129
野外ス テージ	入場料等を徴収し ない場合	平日		28,604	38,139	60,387
		土曜日、日 曜日又は 休日	12,178	16,416	25,950	
野外ス テージ	入場料等を徴 収する 場合	最高 の 入 場 料 等 が 2,057 円 未 満	平日	36,545	49,258	77,862
		土曜日、日 曜日又は 休日				
	最高 の 入 場 料 等 が 2,057 円 以 上	平日	76,278	101,705	161,033	
	土曜日、日 曜日又は 休日	97,467	131,369	207,648		
リハー サル室	平日	1 時間につき 370 円				
	土曜日、日曜日又は休日	1 時間につき 524 円				

2 稲佐山公園野外ステージの利用に係る基準額

区分		利用時間		午前 9 時 30 分から 午後 4 時 まで	午後 5 時 から午 後 9 時ま で	午前 9 時 30 分か ら午後 9 時まで
		平日	土曜日、日 曜日又は 休日	円 9,711	円 12,948	円 20,501
野外ス テージ	入場料等を徴収し ない場合	平日		29,134	38,845	61,505
		土曜日、日 曜日又は 休日	12,403	16,720	26,431	
野外ス テージ	入場料等を徴 収する 場合	最高 の 入 場 料 等 が 2,095 円 未 満	平日	37,221	50,170	79,304
		土曜日、日 曜日又は 休日				
	最高 の 入 場 料 等 が 2,095 円 以 上	平日	77,691	103,588	164,015	
	土曜日、日 曜日又は 休日	99,272	133,801	211,493		
リハー サル室	平日	1 時間につき 377 円				
	土曜日、日曜日又は休日	1 時間につき 534 円				

別表第5（第26条関係）

1 長崎東公園運動場の利用に係る基準額

(1) 運動場

区分	利用時間	午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	金額							
	3月1日から10月31日まで	349円	349円	349円	349円	349円	349円	524円
	11月1日から翌年2月末日まで							

(2) 附属設備

区分	金額	利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
		金額		
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで			1,892円
	11月1日から翌年2月末日まで	2,838円		

別表第5（第26条関係）

1 長崎東公園運動場の利用に係る基準額

(1) 運動場

区分	利用時間	午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	金額							
	3月1日から10月31日まで	356円	356円	356円	356円	356円	356円	534円
	11月1日から翌年2月末日まで							

(2) 附属設備

区分	金額	利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
		金額		
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで			1,927円
	11月1日から翌年2月末日まで	2,891円		

2 長崎東公園コミュニティ体育館の利用に係る基準額

(1) 競技場

ア 専用の利用に係る基準額

区分		利用時間		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
体育に利用 する場合	平日	円 3,024	円 4,669	円 6,305
	土曜日、日 曜日又は 休日	4,669	6,181	7,693
体育以外に 利用する場 合	平日	6,860	12,579	14,873
	土曜日、日 曜日又は 休日	8,002	14,873	18,308

2 長崎東公園コミュニティ体育館の利用に係る基準額

(1) 競技場

ア 専用の利用に係る基準額

区分		利用時間		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
体育に利用 する場合	平日	円 3,080	円 4,756	円 6,421
	土曜日、日 曜日又は 休日	4,756	6,296	7,836
体育以外に 利用する場 合	平日	6,987	12,812	15,148
	土曜日、日 曜日又は 休日	8,150	15,148	18,647

イ 練習の利用に係る基準額

区分		利用時間		午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
		午前10 時から正 午まで	円				
卓球 (1台に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	円	円	円	円	円	円
	高等学校の 生徒	61	61	61	72	72	154
	一般	154	154	154	185	185	308
バドミ ントン (1面に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	123	123	123	133	133	246
	高等学校の 生徒	246	246	246	277	277	504
	一般	504	504	504	565	565	308
バレー ボール (1面に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	308	308	308	370	370	627
	高等学校の 生徒	627	627	627	750	750	1,265
	一般	1,265	1,265	1,265	1,512	1,512	308
バス ケット ボール (1面に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	308	308	308	370	370	627
	高等学校の 生徒	627	627	627	750	750	1,265
	一般	1,265	1,265	1,265	1,512	1,512	41
その他 (1人に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	41	41	41	51	51	92
	高等学校の 生徒	92	92	92	102	102	185
	一般	185	185	185	205	205	

イ 練習の利用に係る基準額

区分		利用時間		午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
		午前10 時から正 午まで	円				
卓球 (1台に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	円	円	円	円	円	円
	高等学校の 生徒	62	62	62	73	73	157
	一般	157	157	157	188	188	314
バドミ ントン (1面に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	125	125	125	136	136	251
	高等学校の 生徒	251	251	251	282	282	513
	一般	513	513	513	576	576	314
バレー ボール (1面に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	314	314	314	377	377	639
	高等学校の 生徒	639	639	639	764	764	1,288
	一般	1,288	1,288	1,288	1,540	1,540	314
バス ケット ボール (1面に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	314	314	314	377	377	639
	高等学校の 生徒	639	639	639	764	764	1,288
	一般	1,288	1,288	1,288	1,540	1,540	41
その他 (1人に つき)	小学校の児童 又は中学校 の生徒	41	41	41	52	52	94
	高等学校の 生徒	94	94	94	104	104	188
	一般	188	188	188	209	209	

(2) トレーニング室

区分		利用時間				
		午前 10 時から 正午ま で	午後 1時 から午 後 3時ま で	午後 3時 から午 後 5時ま で	午後 5時 から午 後 7時ま で	午後 7時 から午 後 9時ま で
当日券 (1人につ き)	高等学校の 生徒	円 185	円 185	円 185		
	一般	349	349	349	円 349	円 349
会員券 (1人1 月につ き)	高等学校の 生徒	1,193円				
	一般					2,396円

(3) 浴室

区分		使用料
当日券 (1人につき)	大人	円 360
	小人	100
回数券 (11枚綴り)	大人	3,600
	小人	1,000

(2) トレーニング室

区分		利用時間				
		午前 10 時から 正午ま で	午後 1時 から午 後 3時ま で	午後 3時 から午 後 5時ま で	午後 5時 から午 後 7時ま で	午後 7時 から午 後 9時ま で
当日券 (1人につ き)	高等学校の 生徒	円 188	円 188	円 188		
	一般	356	356	356	円 356	円 356
会員券 (1人1 月につ き)	高等学校の 生徒	1,215円				
	一般					2,440円

(3) 浴室

区分		使用料
当日券 (1人につき)	大人	円 360
	小人	100
回数券 (11枚綴り)	大人	3,600
	小人	1,000

3 長崎東公園庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	金額 (1コートにつき)						
一般		円 411	円 411	円 411	円 411	円 411	円 617
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		円 205	円 205	円 205	円 205	円 205	円 308

(2) 附属設備

区分	利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
	金額 (1コートにつき)		
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで		822円
	11月1日から翌年2月末日まで	1,234円	

3 長崎東公園庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	金額 (1コートにつき)						
一般		円 419	円 419	円 419	円 419	円 419	円 628
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		円 209	円 209	円 209	円 209	円 209	円 314

(2) 附属設備

区分	利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
	金額 (1コートにつき)		
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで		838円
	11月1日から翌年2月末日まで	1,257円	

4 長崎東公園コミュニティプールの利用に係る基準額

(1) 個人の利用に係る基準額

ア 当日券

区分	利用時間	
	2 時間	超過時間 (1 時間につき)
一般	円 460	円 150
高等学校の生徒	円 300	円 100
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	円 150	円 50

イ 前売券(11 回分)

区分	金額
一般	円 4,600
高等学校の生徒	円 3,000
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	円 1,500

(2) 省略

(3) 専用の利用に係る基準額

区分		利用時間		超過時間 (1 時間につき)
		午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	
25メートル プール	平日	円 20,571	円 41,142	円 6,171
	土曜日、日曜日又は休日	円 30,857	円 61,714	円 9,257

4 長崎東公園コミュニティプールの利用に係る基準額

(1) 個人の利用に係る基準額

ア 当日券

区分	利用時間	
	2 時間	超過時間 (1 時間につき)
一般	円 470	円 150
高等学校の生徒	円 310	円 100
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	円 150	円 50

イ 前売券(11 回分)

区分	金額
一般	円 4,700
高等学校の生徒	円 3,100
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	円 1,500

(2) 省略

(3) 専用の利用に係る基準額

区分		利用時間		超過時間 (1 時間につき)
		午前 (午前 9 時から正午まで)	午後 (午後 1 時から午後 5 時まで)	
25メートル プール	平日	円 20,952	円 41,904	円 6,285
	土曜日、日曜日又は休日	円 31,428	円 62,857	円 9,428

別表第6 (第26条関係)

1 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	金額 (1コートにつき)						
一般		円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 1,028	円 1,542
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		514	514	514	514	514	771

(2) 附属設備

区分	利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
	金額 (1コートにつき)		
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで		822円
	11月1日から翌年2月末日まで	1,234円	

別表第6 (第26条関係)

1 長崎市総合運動公園かきどまり庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

区分	利用時間	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
	金額 (1コートにつき)						
一般		円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,047	円 1,571
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒		523	523	523	523	523	785

(2) 附属設備

区分	利用時間	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
	金額 (1コートにつき)		
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで		838円
	11月1日から翌年2月末日まで	1,257円	

2 長崎市総合運動公園かきどまり野球場の利用に係る基準額

区分	利用時間	金額	午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後5時まで	午後4時から午後6時まで	午後4時から午後7時まで
			アマチュアスポーツに利用する場合 入場料等を徴収しない場合	一般	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで 5月1日から8月31日まで 10月1日から10月31日まで 11月1日から翌2月末日まで	円 3,291	円 3,291	円 3,291	円 3,291	円 3,291
									円 4,937	
								円 4,937		
										円 4,937

2 長崎市総合運動公園かきどまり野球場の利用に係る基準額

区分	利用時間	金額	午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後5時まで	午後4時から午後6時まで	午後4時から午後7時まで
			アマチュアスポーツに利用する場合 入場料等を徴収しない場合	一般	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで 5月1日から8月31日まで 10月1日から10月31日まで 11月1日から翌2月末日まで	円 3,352	円 3,352	円 3,352	円 3,352	円 3,352
										円 5,028
								円 5,028		
										円 5,028

	小学校の児童、 中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1 日から4 月30日 まで及び 9月1日 から9月 30日まで	円 1,645	1,645	1,645	円 1,645	円 1,645	
		5月1 日から8 月31日 まで					円 2,468	
		10月1 日から10 月31日 まで				円 2,468		
		11月1 日から翌 2月末日 まで						
		入場料等を 徴収する場 合	入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額					
アマチュアス ポーツ以外 に利用する 場合	入場料等を 徴収しない 場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額						
	入場料等を 徴収する場 合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の8倍に相当する額						
	小学校の児童、 中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1 日から4 月30日 まで及び 9月1日 から9月 30日まで	円 1,676	1,676	1,676	円 1,676	円 1,676	
		5月1 日から8 月31日 まで					円 2,514	
		10月1 日から10 月31日 まで				円 2,514		
		11月1 日から翌 2月末日 まで						
		入場料等を 徴収する場 合	入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額					
アマチュアス ポーツ以外 に利用する 場合	入場料等を 徴収しない 場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額						
	入場料等を 徴収する場 合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の8倍に相当する額						

3 長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場の利用に係る基準額

(1) 専用の利用に係る基準額

区分			1時間につき
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	円 3,702
		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	1,851
	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額	
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の8倍に相当する額	

(2) 個人の利用に係る基準額

区分	1回につき
一般	円 246
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	123

(3) 附属設備

区分	利用時間	全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯
	金額 (1時間につき)				
照明設備		18,514円	10,285円	5,142円	2,057円

3 長崎市総合運動公園かきどまり陸上競技場の利用に係る基準額

(1) 専用の利用に係る基準額

区分			1時間につき
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	円 3,771
		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	1,885
	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額	
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の8倍に相当する額	

(2) 個人の利用に係る基準額

区分	1回につき
一般	円 251
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	125

(3) 附属設備

区分	利用時間	全灯	2分の1灯	5分の1灯	10分の1灯
	金額 (1時間につき)				
照明設備		18,857円	10,476円	5,238円	2,095円

4 長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場の利用に係る基準額

(1) 専用の利用に係る基準額

区分			1時間につき
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	円 1,542
		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	771
	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額	
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の8倍に相当する額	

(2) 個人の利用に係る基準額

区分	1回につき
一般	円 123
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	61

5 長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場の利用に係る基準額

区分	1時間につき
一般	円 514
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	257

4 長崎市総合運動公園かきどまり補助競技場の利用に係る基準額

(1) 専用の利用に係る基準額

区分			1時間につき
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	一般	円 1,571
		小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	785
	入場料等を徴収する場合	入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額	
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の2倍に相当する額	
	入場料等を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合で入場料等を徴収しない場合の使用料の8倍に相当する額	

(2) 個人の利用に係る基準額

区分	1回につき
一般	円 125
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	62

5 長崎市総合運動公園かきどまり投てき練習場の利用に係る基準額

区分	1時間につき
一般	円 523
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	261

別表第7（第26条関係）

長崎市平和会館の体育館兼集会所の利用に係る基準額

区分		利用時間		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
体育に利用 する場合	平日	円 915	円 1,254	円 1,481
	土曜日、 日曜日又 は休日	1,141	1,481	1,820
体育以外に 利用する場 合	平日	6,860	12,579	14,873
	土曜日、 日曜日又 は休日	8,002	14,873	18,308

別表第7（第26条関係）

長崎市平和会館の体育館兼集会所の利用に係る基準額

区分		利用時間		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
体育に利用 する場合	平日	円 932	円 1,278	円 1,508
	土曜日、 日曜日又 は休日	1,162	1,508	1,854
体育以外に 利用する場 合	平日	6,987	12,812	15,148
	土曜日、 日曜日又 は休日	8,150	15,148	18,647

(2) 長崎市道路占用料条例

現行	見直し案
<p>(省略)</p> <p>第3条</p> <p>(省略)</p> <p>4 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前条及び前3項の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>第3条</p> <p>(省略)</p> <p>4 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前条及び前3項の規定により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(省略)</p>

(3) 長崎市駐車場条例

現行									見直し案										
別表第1 (第6条関係)									別表第1 (第6条関係)										
1 長崎市桜町駐車場駐車料金									1 長崎市桜町駐車場駐車料金										
種別	昼間駐車料金					夜間駐 車料金	定期駐車料金			種別	昼間駐車料金					夜間駐 車料金	定期駐車料金		
	平日		休日				全日	昼間(午前8時 から午後7時ま で)又は夜間 (午後6時から 翌日の午前8時 まで)			平日		休日				全日	昼間(午前8時 から午後7時ま で)又は夜間 (午後6時から 翌日の午前8時 まで)	
	最初 の 30分 まで	その 後 30分 まで	2時間30分以 内の場合 最初 の 30分 まで	2時間 30分 を超 える 場合 その 後 30分 まで	2時間 30分 を超 える 場合						最初 の 30分 まで	その 後 30分 まで	2時間30分以 内の場合 最初 の 30分 まで	2時間 30分 を超 える 場合					
普通自 動車	140円	130円	140円	130円	720円	820円	19,060円	13,770円	普通自 動車	140円	130円	140円	130円	730円	830円	19,420円	14,020円		
小型自 動車									小型自 動車										
軽自動 車									軽自動 車										

2 長崎市民会館地下駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐 車料金	定期駐車料金	
	最初の30 分まで	その後 30分ま でごと		全日	昼間（午前8時から午後7 時まで）又は夜間（午後6 時から翌日の午前8時ま で）
普通自動車	140円	130円	820円	19,060円	13,770円
小型自動車					
軽自動車					

3 長崎市松が枝町駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分ま でごと	
バス	円 1,480	円 740	円 1,020
マイクロバス	740	370	1,020
普通自動車	290	140	820
小型自動車			
軽自動車			

2 長崎市民会館地下駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐 車料金	定期駐車料金	
	最初の30 分まで	その後 30分ま でごと		全日	昼間（午前8時から午後7 時まで）又は夜間（午後6 時から翌日の午前8時ま で）
普通自動車	140円	130円	830円	19,420円	14,020円
小型自動車					
軽自動車					

3 長崎市松が枝町駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	その後30分ま でごと	
バス	円 1,500	円 750	円 1,040
マイクロバス	750	370	1,040
普通自動車	300	140	830
小型自動車			
軽自動車			

4 長崎市平和公園駐車場駐車料金

(1) 地上部分

種別 (出入庫1回につき)	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前7時までの駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超え1時間30分まで	1時間30分を超え2時間まで	2時間を超える場合	
普通自動車	250円	380円	500円	610円	1時間につき
小型自動車					70円
軽自動車					

(2) 地下部分

ア バス及びマイクロバス

種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス	円 1,480	円 2,050	円 1,020
マイクロバス	740	1,020	1,020

4 長崎市平和公園駐車場駐車料金

(1) 地上部分

種別 (出入庫1回につき)	午前7時から午後8時までの1日当たりの駐車料金				午後8時から翌日の午前7時までの駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超え1時間30分まで	1時間30分を超え2時間まで	2時間を超える場合	
普通自動車	260円	380円	510円	620円	1時間につき
小型自動車					70円
軽自動車					

(2) 地下部分

ア バス及びマイクロバス

種別	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス	円 1,500	円 2,090	円 1,040
マイクロバス	750	1,040	1,040

イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別 車種	昼間駐車料金				夜間駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を超え 2時間まで	2時間を超える場合	
普通自動車	250円	380円	500円	610円	820円
小型自動車					
軽自動車					

イ 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別 車種	昼間駐車料金				夜間駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超え 1時間30分まで	1時間30分を超え 2時間まで	2時間を超える場合	
普通自動車	260円	380円	510円	620円	830円
小型自動車					
軽自動車					

5 長崎市茂里町地下駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の30分まで	その後30分までごと	
普通自動車	130円	120円	820円
小型自動車			
軽自動車			

5 長崎市茂里町地下駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料金
	最初の30分まで	その後30分までごと	
普通自動車	130円	120円	830円
小型自動車			
軽自動車			

6 長崎市松山町駐車場駐車料金

(1) バス及びマイクロバス

種別(入出庫1回につき) 車種	午前7時30分から午後10時までの1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の午前7時30分までの駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス	円 30分につき 740	円 2,050	円 30分につき 50円
マイクロバス	30分につき 370	1,020	

(2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金	
	午前7時30分から午後10時まで 最初の2時間まで	午後10時から翌日の午前7時30分まで 2時間を超える場合	午後10時から翌日の午前7時30分まで	全日	昼間(午前7時30分から午後10時まで)
普通自動車	30分につき 610円	30分につき 40円		15,420円	13,370円
小型自動車	120円				
軽自動車					

6 長崎市松山町駐車場駐車料金

(1) バス及びマイクロバス

種別(入出庫1回につき) 車種	午前7時30分から午後10時までの1日当たりの駐車料金		午後10時から翌日の午前7時30分までの駐車料金
	最初の1時間まで	1時間を超える場合	
バス	円 30分につき 750	円 2,090	円 30分につき 50円
マイクロバス	30分につき 370	1,040	

(2) 普通自動車、小型自動車及び軽自動車

種別 車種	入出庫1回ごとの駐車料金			定期駐車料金	
	午前7時30分から午後10時まで 最初の2時間まで	午後10時から翌日の午前7時30分まで 2時間を超える場合	午後10時から翌日の午前7時30分まで	全日	昼間(午前7時30分から午後10時まで)
普通自動車	30分につき 620円	30分につき 40円		15,710円	13,610円
小型自動車	120円				
軽自動車					

7 長崎市松が枝町第2駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料 金	定期駐車料金
	最初の1時間 まで	その後30分 まで ごと		
バス	円 1,480	円 740	円 1,020	
マイクロバス	740	370	1,020	
普通自動車	290	140	820	10,800円
小型自動車				
軽自動車				

(以下省略)

7 長崎市松が枝町第2駐車場駐車料金

種別 車種	昼間駐車料金		夜間駐車料 金	定期駐車料金
	最初の1時間 まで	その後30分 まで ごと		
バス	円 1,500	円 750	円 1,040	
マイクロバス	750	370	1,040	
普通自動車	300	140	830	11,000円
小型自動車				
軽自動車				

(以下省略)

(4) 長崎市さくらの里条例

現行			見直し案		
(省略)			(省略)		
別表(第9条関係)			別表(第9条関係)		
(平4条例20・平8条例17・平14条例25・平25条例50・平27条例11・一部改正)			(平4条例20・平8条例17・平14条例25・平25条例50・平27条例11・一部改正)		
1 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料			1 第4条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料		
行為の種類	単位	金額	行為の種類	単位	金額
業として行う写真撮影	1日	円 102	業として行う写真撮影	1日	円 104
	1月	1,584		1月	1,613
行商その他これに類するもの	1日	257	行商その他これに類するもの	1日	261
興行	1平方メートルにつき1日	18	興行	1平方メートルにつき1日	18
広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき	1,584	広告物の掲出	広告表示面積1平方メートルにつき	1,613
	1日			1日	
集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12	集会、展示会その他これらに類するもの	1平方メートルにつき1日	12
備考 省略			備考 省略		

2 大芝生広場をスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は庭球場を利用する場合の使用料

(1) 大芝生広場

ア 入場料等を徴収しない場合

区分	利用時間	使用料						
		午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後5時まで	午後4時から午後6時まで	午後4時から午後7時まで
一般	3月1日から	円	円	円	1,275円	1,275円		
	4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	1,275	1,275	1,275				
	5月1日から8月31日まで						1,913円	

2 大芝生広場をスポーツ競技を行うために専用して利用する場合又は庭球場を利用する場合の使用料

(1) 大芝生広場

ア 入場料等を徴収しない場合

区分	利用時間	使用料						
		午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後5時まで	午後4時から午後6時まで	午後4時から午後7時まで
一般	3月1日から	円	円	円	1,299円	1,299円		
	4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	1,299	1,299	1,299				
	5月1日から8月31日まで						1,948円	

(2) 庭球場

ア 入場料等を徴収しない場合

区分	利用時間	午前8時から	午前10時から	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後5時まで	午後4時から午後7時まで
		円	円	円	411円	411円	617円
一般	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	411	411	411			
	5月1日から8月31日まで						617円
	10月1日から翌年2月末日まで					617円	

(2) 庭球場

ア 入場料等を徴収しない場合

区分	利用時間	午前8時から	午前10時から	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後2時から午後5時まで	午後4時から午後7時まで
		円	円	円	419円	419円	628円
一般	3月1日から4月30日まで及び9月1日から9月30日まで	419	419	419			
	5月1日から8月31日まで						628円
	10月1日から翌年2月末日まで					628円	

小学校3月1日から4 の児月30日まで及 童、中び9月1日から 学校の9月30日まで	<u>205</u>	<u>205</u>	<u>205</u>	<u>205円</u>	<u>205円</u>
生徒又5月1日から8 は高等月31日まで					<u>308円</u>
学校の10月1日から翌 生徒 年2月末日まで				<u>308円</u>	

以下省略

小学校3月1日から4 の児月30日まで及 童、中び9月1日から 学校の9月30日まで	<u>209</u>	<u>209</u>	<u>209</u>	<u>209円</u>	<u>209円</u>
生徒又5月1日から8 は高等月31日まで					<u>314円</u>
学校の10月1日から翌 生徒 年2月末日まで				<u>314円</u>	

以下省略

(5) 長崎市二輪車等駐車場条例

現行	見直し案																				
<p>別表第3（第7条関係）</p> <p>1 通常の駐車料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入出庫1回につき</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表は、次項の表の適用を受けない二輪車等の駐車に適用する。</p> <p>2 入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表に掲げる駐車料金の額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 長崎市築町二輪車等駐車場の定期駐車券及び回数駐車券の料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期駐車券</td> <td style="text-align: right;">円 月額 3,080</td> </tr> <tr> <td>回数駐車券（11枚綴り）</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> </tbody> </table>	単位	金額	入出庫1回につき	200円	区分	金額	定期駐車券	円 月額 3,080	回数駐車券（11枚綴り）	2,000	<p>別表第3（第7条関係）</p> <p>1 通常の駐車料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入出庫1回につき</td> <td style="text-align: right;">200円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 この表は、次項の表の適用を受けない二輪車等の駐車に適用する。</p> <p>2 入庫した日の翌日以降に出庫する場合の駐車料金の額は、この表に掲げる駐車料金の額に入庫した日から起算して出庫した日までの日数を乗じて得た額とする。</p> <p>2 長崎市築町二輪車等駐車場の定期駐車券及び回数駐車券の料金</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定期駐車券</td> <td style="text-align: right;">円 月額 3,140</td> </tr> <tr> <td>回数駐車券（11枚綴り）</td> <td style="text-align: right;">2,000</td> </tr> </tbody> </table>	単位	金額	入出庫1回につき	200円	区分	金額	定期駐車券	円 月額 3,140	回数駐車券（11枚綴り）	2,000
単位	金額																				
入出庫1回につき	200円																				
区分	金額																				
定期駐車券	円 月額 3,080																				
回数駐車券（11枚綴り）	2,000																				
単位	金額																				
入出庫1回につき	200円																				
区分	金額																				
定期駐車券	円 月額 3,140																				
回数駐車券（11枚綴り）	2,000																				

(6) 長崎市準用河川占用料徴収条例

現行	見直し案
<p>(省略)</p> <p>第3条</p> <p>(省略)</p> <p>5 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前条及び前各項の規定により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>第3条</p> <p>(省略)</p> <p>5 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるものを除くものについての占用料の額は、前条及び前各項の規定により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(省略)</p>

(7) 長崎市都市下水路条例

現行	見直し案
<p>(省略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>(省略)</p> <p>備考</p> <p>(省略)</p> <p>6 占用期間が1月未満のときの占用料の額は、この表により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(省略)</p>	<p>(省略)</p> <p>別表(第9条関係)</p> <p>(省略)</p> <p>備考</p> <p>(省略)</p> <p>6 占用期間が1月未満のときの占用料の額は、この表により算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(省略)</p>

(8) 長崎市公園条例

現行								見直し案							
別表第2 (第5条関係)								別表第2 (第5条関係)							
(平17条例111・平24条例23・平25条例57・平26条例38・一部改正)								(平17条例111・平24条例23・平25条例57・平26条例38・一部改正)							
1 外海総合公園運動場、外海運動公園運動場、岳路運動公園運動場、琴海北部運動公園運動場、琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場の使用料								1 外海総合公園運動場、外海運動公園運動場、岳路運動公園運動場、琴海北部運動公園運動場、琴海中部運動公園運動場及び琴海南部運動公園運動場の使用料							
(1) 運動場								(1) 運動場							
区分	利用時間	午前6時から	午前8時から	午前10時から	正午から午後2時まで	午後4時から	午後6時から	午後8時から	午後10時から	正午から午後2時まで	午後4時から	午後6時から	午後8時から	午後10時から	
	使用料	349円	349円	349円	349円	349円	349円	524円	349円	349円	349円	349円	524円	349円	
3月1日から10月31日まで								3月1日から10月31日まで							
11月1日から翌年2月末日まで								11月1日から翌年2月末日まで							
備考 省略								備考 省略							

(2) 附属設備

区分	利用時間	使用料
	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで	1,892円
	11月1日から翌年2月末日まで	2,838円
備考 省略		

(2) 附属設備

区分	利用時間	使用料
	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで	1,927円
	11月1日から翌年2月末日まで	2,891円
備考 省略		

2 高島ふれあい多目的運動公園庭球場及び琴海中部運動公園庭球場の使用料

区分	利用時間	使用料 (1コートにつき)						
		午前 8時から 午前 10時まで	午前 10時から 正午まで	午後 2時から 午後 4時まで	午後 4時から 午後 5時まで	午後 5時から 午後 6時まで	午後 6時から 午後 7時まで	午後 7時から 午後 8時まで
		円	円	円	円	円	円	円
一般	3月1日から9月30日まで	411	411	411	411円	411円	205円	
	10月1日から翌年2月末日まで				617円			
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1日から9月30日まで	205	205	205	205円	205円	102円	
	10月1日から翌年2月末日まで				308円			
備考 省略								

2 高島ふれあい多目的運動公園庭球場及び琴海中部運動公園庭球場の使用料

区分	利用時間	使用料 (1コートにつき)						
		午前 8時から 午前 10時まで	午前 10時から 正午まで	午後 2時から 午後 4時まで	午後 4時から 午後 5時まで	午後 5時から 午後 6時まで	午後 6時から 午後 7時まで	午後 7時から 午後 8時まで
		円	円	円	円	円	円	円
一般	3月1日から9月30日まで	419	419	419	419円	419円	209円	
	10月1日から翌年2月末日まで				628円			
小学校の児童、中学校の生徒又は高等学校の生徒	3月1日から9月30日まで	209	209	209	209円	209円	104円	
	10月1日から翌年2月末日まで				314円			
備考 省略								

別表第3 (第9条関係)

(平 26 条例 38・追加、平 30 条例 17・一部改正)

1 野母崎総合運動公園運動場の利用に係る基準額

(1) 運動場

区分	金額(半面につき)	利用時間						
		午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
3月1日から10月31日まで		349円	349円	349円	349円	349円	349円	524円
11月1日から翌年2月末日まで								
備考 省略								

別表第3 (第9条関係)

(平 26 条例 38・追加、平 30 条例 17・一部改正)

1 野母崎総合運動公園運動場の利用に係る基準額

(1) 運動場

区分	金額(半面につき)	利用時間						
		午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から正午まで	正午から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
3月1日から10月31日まで		356円	356円	356円	356円	356円	356円	534円
11月1日から翌年2月末日まで								
備考 省略								

(2) 附属設備

区分	利用時間		金額(半面につき)
	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで	
夜間照明	3月1日から10月31日まで		1,892円
明設備	11月1日から翌年2月末日まで		2,838円

(2) 附属設備

区分	利用時間		金額(半面につき)
	午後6時から午後9時まで	午後7時から午後9時まで	
夜間照明	3月1日から10月31日まで		1,927円
明設備	11月1日から翌年2月末日まで		2,891円

2 野母崎総合運動公園庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

区分	利用時間					
	午前 8時 から 午前 10時 まで	午前 10時 から 正午まで	正午から 午後 2時 まで	午後 2時 から 午後 4時 まで	午後 4時 から 午後 6時 まで	午後 6時 から 午後 9時 まで
一般	円 411	円 411	円 411	円 411	円 411	円 617
小学校の児童、中学校の生徒又は 高等学校の生徒	205	205	205	205	205	308
備考 省略						

2 野母崎総合運動公園庭球場の利用に係る基準額

(1) テニスコート

区分	利用時間					
	午前 8時 から 午前 10時 まで	午前 10時 から 正午まで	正午から 午後 2時 まで	午後 2時 から 午後 4時 まで	午後 4時 から 午後 6時 まで	午後 6時 から 午後 9時 まで
一般	円 419	円 419	円 419	円 419	円 419	円 628
小学校の児童、中学校の生徒又は 高等学校の生徒	209	209	209	209	209	314
備考 省略						

(2) 附属設備

区分		利用時間	金額 (半面につき)
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで	午後6時から午後9時まで 午後7時から午後9時まで	822円
	11月1日から翌年2月末日まで		1,234円

備考 省略

(2) 附属設備

区分		利用時間	金額 (半面につき)
夜間照明設備	3月1日から10月31日まで	午後6時から午後9時まで 午後7時から午後9時まで	838円
	11月1日から翌年2月末日まで		1,257円

備考 省略